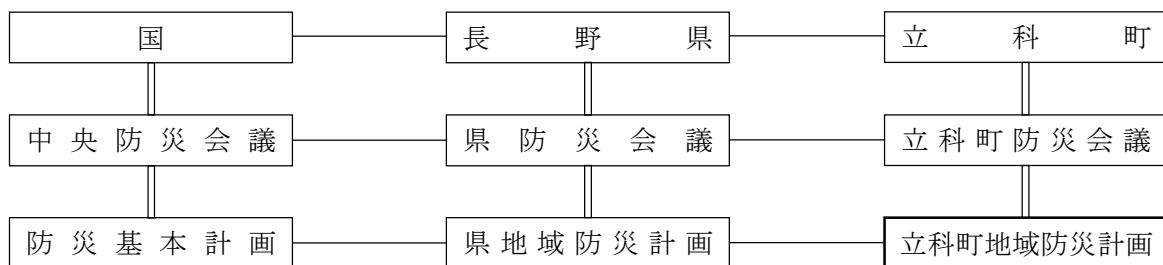


## 第1節 計画の目的及び構成

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、立科町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び立科町の防災会議並びに防災計画の体系】



### 2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を示した。また、第4編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、林野火災対策について特記すべき事項を示し、さらに、第5編を原子力災害対策編とし、予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を示した。末尾の資料編においては、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

### 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して、必要があると認めるときには速やかにこれを修正する。

### 4 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、町職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

### 5 長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

長野県強靭化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前 [立科防 8]

防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、長野県の国土強靭化に関する部分については、長野県強靭化計画の総合目標「多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり」を基本とし、次の基本目標を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- (1) あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる。
- (2) 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する。
- (4) ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (5) 流通・経済活動を停滞させない。
- (6) 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る。

## 6 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等

長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。

このため、住民、町、県及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、次の5つの重点項目を踏まえ、地震防災対策の推進を図る。

- (1) 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。
- (2) 自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。
- (3) 全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKB（トイレ・キッチン・ベッド）を実践する等、避難生活の“質”的更なる改善を図る。
- (4) 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。
- (5) プラン全体を通して、年齢・性別・障がいの有無・外国人などへの配慮に努める。

## 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本町の中小河川の流域では、集中豪雨・台風通過時等に河川の氾濫による水害を受ける危険性のある箇所がある。また、地勢、地質の状況から、土砂災害の発生もあり得る状況にある。このような自然条件や、高齢化の進行等の社会条件による様々な災害発生要因に対応した防災体制の整備に努める必要がある。

### 1 基本方針

#### (1) 防災対策の実施

防災対策の実施に当たっては、次の事項を基本とし、町、県、公共機関、事業者、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

#### ア 周到かつ十分な災害予防

##### (ア) 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- a 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。
- b 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

##### (イ) 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- a 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共的施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。
- b 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- c 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により

住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- d 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- e 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- f 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- g 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためにには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

#### イ 迅速かつ円滑な災害応急対策

(ア) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- a 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
  - b 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、旅行者（外国人を含む。）、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- (イ) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- a 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
  - b 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の

確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

- c 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- d 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- e 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- f 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- g 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- h 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- i 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- j 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- k 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- l ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

#### ウ 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
  - a 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- (イ) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
  - a 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
  - b 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
  - c 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に適切な廃棄物処理を行う。

- d 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
  - e 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
  - f 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
- (ウ) 県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。

(2) 町及び関係機関等が行うべき事項

町及び関係機関等は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

ア 要配慮者や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

(3) 住民が行うべき事項

住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。

## 2 防災施策の大綱

- (1) 大雨による災害の危険性が高いことにかんがみ、河川の改修等、流域全般にわたる治水施設等の設備を推進する。
- (2) 本町は、いくつもの土石流危険渓流や土砂崩壊危険箇所等を有し、山林の荒廃とあいまって土砂災害の危険性がある。豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく、多数の人的被害をもたらすため、地すべり防止対策等、各種の土砂災害対策を講ずる。
- (3) 急峻な地形の開発や、山林地域の開発に伴う人的災害、さらに大きな被害が生じる危険性がある林野火災の発生に備え、平素の火災予防運動等を通じ、防災思想の普及に努めるとともに、消防組織の充実、消防施設の整備等、消防力の強化を推進する。また、優れた自然環境を保全し、安全で適正な開発が行われるよう、関係機関と連絡調整を密にし、安全で快適なまちづくりを進める。
- (4) 災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切である。このため、あらゆる機会を利用して、住民に対し、防災に必要な知識の普及を図っていく。
- (5) 災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、県をはじめとする防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。このため、総合防災訓練等を実施し、防災活動における実戦的能力のかん養を図る。
- (6) 民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度災害の発生の防止のため、被災施設の迅速か

つ適切な復旧を図る。

## 第3節 防災に関する実施責任

### 1 町

立科町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 佐久広域連合消防本部

佐久広域連合消防本部は、災害から立科町並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、町災害対策本部の業務に従事する。

### 3 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、町、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

### 7 住民

立科町の住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においていた防災対策を常日ごろから講ずる。

## 第4節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 町

- (1) 立科町防災会議及び立科町災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

### 2 佐久広域連合消防本部

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。
- (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (6) 立科町災害対策本部の業務に関すること。

### 3 県

- (1) 長野県防災会議及び長野県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣・撤収要請に関すること。

### 4 佐久警察署

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。

- (2) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (3) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。
- (4) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。
- (5) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。
- (7) 危険物の取締りに関すること。
- (8) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること。

## 5 指定地方行政機関

### (1) 中部森林管理局（東信森林管理署）

- ア 土国保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。
- イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。
- ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。

### (2) 長野労働局（小諸労働基準監督署）

- ア 情報の収集及び調査に関すること。
- イ 事業場における二次災害の発生の防止に関すること。
- ウ 被災者の救護対策に関すること。
- エ 職員の派遣に関すること。

### (3) 東京管区気象台（長野地方気象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

### (4) 北陸地方整備局（千曲川河川事務所）

- ア 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- イ 水防に関する施設及び資機材の整備に関すること。
- ウ 災害危険区域の選定又は指導に関すること。
- エ 災害に関する予報及び警報の発表又は伝達に関すること。
- オ 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。
- カ 水防活動の指導に関すること。
- キ 災害時における応急工事に関すること。
- ク ダム、せき、水門の管理に関すること。
- ケ 災害復旧工事に関すること。
- コ 再度災害防止工事に関すること。

### (5) 第九管区海上保安本部

災害時における救助及び援助に関すること。

## 6 自衛隊

- (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。
- (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

## 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) NTT東日本(株)（長野支店）、(株)NTTドコモ（長野支店）、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
  - ア 電気通信設備の保全に関すること。
  - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
- (2) 日本放送協会（長野放送局）及び民間放送各社  
天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (3) 中部電力パワーグリッド(株)（上田支社）
  - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
  - イ 電力の供給に関すること。
- (4) 日本通運(株)（長野支店）  
災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (5) 日本郵便(株)（信越支社・立科郵便局）
  - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
  - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (6) 日本銀行（松本支店）
  - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
  - イ 損傷通貨の引換えに関すること。
- (7) 日本赤十字社（長野県支部）
  - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
  - イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
  - ウ 義援金の募集に関すること。
- (8) 東日本高速道路(株)（佐久管理事務所）  
上信越自動車道の防災に関すること。
- (9) (一社)長野県LPGガス協会  
液化石油ガスの安全に関すること。
- (10) (公社)長野県トラック協会  
災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (11) 長野県情報ネットワーク協会  
天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

(12) (社福)長野県社会福祉協議会

- ア 災害ボランティアに関すること。
- イ 災害派遣福祉チーム（D W A T）に関すること。

(13) (公社)長野県看護協会

災害時の救護活動における人員等の派遣に関すること。

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 立科土地改良区

- ア 農業用ため池、かんがい用施設、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。
- イ 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。

(2) 立科町社会福祉協議会

- ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。
- イ 福祉救援ボランティアに関すること。

(3) 立科町商工会

- ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- イ 被災会員の融資、斡旋の協力に関すること。
- ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。
- エ 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること。

(4) J A 佐久浅間

- ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- ウ 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。
- エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。
- オ 農産物の需給調整に関すること。
- カ 被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(5) 小諸北佐久医師会

災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。

(6) 立科町建設業連合会

災害時の応急措置に必要な人員、資機材の応援に関すること。

(7) 千曲バス(株)・諏訪バス(株)

災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。

(8) 望月運送(株)・佐久通運(株)

災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

(9) 立科町民生児童委員協議会、各地区自主防災組織等、P T A、保育園保護者会、立科町日赤奉仕団

- ア 町、県が行う災害応急対策の協力に関すること。

- イ 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。

(10) 蓼科ケーブルビジョン(株)

- ア 注意報、警報、災害情報の放送に関すること。
  - イ 災害予防の放送に関すること。
- (11) その他の公共的団体及び防災上必要な施設の管理者  
それぞれの分掌業務についての防災対策に関すること。

## 第5節 立科町の地勢と災害要因、災害記録

### 1 自然的条件

#### (1) 地理的・地形的特性

本町は北佐久郡の最西端に位置し、南は蓼科山及び八子ヶ峰より茅野市、西は小県郡に境し東並びに北は佐久市及び東御市に隣接する。南北26.4km、東西0.05～9.9kmの南北に細長い地形となり総面積66.87km<sup>2</sup>である。

また、本町は蓼科山の裾野に発達した高原農村で、東北面に緩傾斜をもって扇状に広がり、標高の最高は蓼科山頂において2,531m、最低は藤沢部落の608mで、耕地はおおむね620～950mの間に田畠がほぼ二分して分布している。

地質は、南部は火山灰土で、山間及び傾斜地は森林が多く、耕地としては普通畑が主である。また、北部の平坦地は第四紀湖成からなり、表面を埴壤土が覆って水田が多い。

#### 土地利用状況

(令和7年1月1日現在)

区分	面積 (ha)	割合 (%)
農用地	1,606	24.02
森林	3,475	51.97
原野	392	5.86
水路・河川等	74	1.10
道路	227	3.39
宅地	290	4.34
その他	623	9.32
計	6,687	100.00

#### (2) 気象的特性

1月の平均気温が−2.2℃、8月の平均気温が22.8℃で、年平均気温は10.1℃。年較差も日較差も大きく、冷涼な高原の気候を有している。年間降水量は1,040.8mmと、雨の少ない長野県の中でも際立つ少ない。

### 2 社会的条件

#### (1) 人口

本町の人口は、令和2年現在6,612人（国勢調査）で、減少傾向にある。

年齢階層別人口構造の推移をみると、65歳以上の高齢人口が昭和60年には16.5%だったのが、平成27年には33.6%、令和2年には37.0%と急速に伸びており、住民の高齢化が進んでいることを示している。

## ① 第5節 立科町の地勢と災害要因、災害記録

世帯についてみると、令和2年は2,606世帯であり、平成17年以降おおむね横ばいで推移している。また、1世帯当たりの平均人員は2.54人と、緩やかな減少がみられ、核家族化の傾向が現れている。

高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

### (2) 産業

本町の産業別就業人口構成比は、令和2年国勢調査によると、第1次産業16.3%、第2次産業27.3%、第3次産業56.4%となっている。第1次産業人口の減少及び第3次産業人口の増加という全国的な傾向は本町にもみられるが、県平均と比較すると第1次産業人口の割合は高く、依然として農業は本町の主力産業の一つとなっている。

また、本町は雄大な自然に恵まれた観光地であり、年間を通して多くの観光客が訪れる。このため、災害発生時の観光客の安全確保は、町にとって大きな課題である。今後、リゾート整備に併せて、観光面における防災対策を推進していく必要がある。

### (3) 交通

本町の道路状況は、一般国道142号、254号、一般県道牛鹿望月線及び丸子北御牧東部線が東西に、主要地方道諏訪白樺湖小諸線、一般県道芦田大屋（停）線及び立科小諸線が南北に走り、これらの国・県道を補完するように町道が縦横に走り、総延長は383kmとなっている。

### (4) 社会的特性と課題

立科町は、北部が住民の主要生活圏、南部が蓼科山、白樺湖、女神湖を抱える観光地という二面性を有しており、この二つの地域を主要地方道諏訪白樺湖小諸線が1本でつないでいる。社会的条件が大きく異なり、地理的にも時間的にも距離があることから、災害時には、状況によって、北部は役場、南部は観光センターをそれぞれ拠点施設として災害応急対策を実施することも考えられる。

このため、役場と観光センターとの間の通信確保を万全にしておくとともに、防災訓練の実施等により、このような応急活動体制を迅速に確立できるようにしておかなければならない。

また、諏訪白樺湖小諸線については、土砂災害等による完全な寸断は考えにくいものの、倒木、落石、事故等による一時的な寸断の復旧対策や、冬季の除雪及び凍結対策など、交通の確保について特に考慮する必要がある。

## 3 過去の主な災害記録

### (1) 風水害

発生年	月 日	種 類	気象状況・被 害 の 概 要 等
昭和24年 (1949)	9月1日	キティ台風	
昭和25年 (1950)	8月5日	8・5水害	芦田村、三都和村、横鳥村は大きな被害を受ける。 ○土木関係 道路決壊 5か所

発生年	月 日	種 類	気象状況・被 害 の 概 要 等
昭和25年 (1950)	8月5日	8・5水害	<p>橋梁流失 1か所 護岸流失 7か所 家屋床下浸水 10戸</p> <p>○耕地関係 田畠流失 1町5反 田畠埋没 3町歩 農道決壊 8か所 土手の決壊 30か所</p> <p>○河川関係 井堰決壊 10か所 水路決壊 7か所 ため池水路決壊 1か所</p>
昭和28年 (1953)	10月	冷害	水稻の冷害及びいもち病の被害により、戦後初の大凶作
昭和31年 (1956)	4月29日 30日	霜害	寒波が襲来し、桑園・果樹・苗代などに被害
昭和33年 (1958)	9月17日 9月28日	台風21号 台風22号	<p>台風21号は182mmの大豪雨をもたらし、藤沢・山部・古町を中心に被害が出る。その復旧作業が進められる中、台風22号が襲来し、茂田井で家屋浸水157戸、用水路の損壊44か所、橋梁流失12か所、田畠の流失、冠水等の大被害を受ける。二つの台風による主な被害は次のとおり。</p> <p>○家屋被害 住 家 全壊 1 半壊 4 非住家 納屋、便所、蚕室、畜舎等に200万円以上の被害</p> <p>○河川被害 芦田川筋 52か所 番屋川筋 45か所</p> <p>○用水路被害 約 8 km にわたり 57か所の護岸及び堤防が決壊。被害額1,500万円</p> <p>○道路被害 国道 決壊 1か所 県道 決壊 23か所 流失 約2,500m 村道 決壊 10か所 流失 11か所 農道 決壊 59か所 木橋流失 20か所</p>
昭和34年 (1959)	7月6日	豪雨	川西地区に局地的な豪雨。本牧で家屋全壊3戸、床上浸水620戸、田畠の冠水、土砂流入など24町8反6畝の被害
	8月14日	台風7号	日降水量286mm、最大瞬間風速36m ○家屋被害

① 第5節 立科町の地勢と災害要因、災害記録

発生年	月 日	種 類	気象状況・被 害 の 概 要 等
昭和34年 (1959)	8月14日	台風7号	<p>住 家 全壊9戸 半壊112戸 家畜舎 全壊22戸 半壊60戸 公共建物 統合中学校、立科東小学校、千草保育所の屋根が吹き飛ばされる。</p> <p>○農作物被害 リンゴ 約446tの減収、1,100万円の被害 水 稲 約254tの減収、1,750万円の被害 塩沢堰、宇山堰の被害大</p>
	9月11日	降雹	水稻に被害
	9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	<p>台風7号の復旧にめどが立たない状態での襲来。被害総額9,000万円</p> <p>○家屋被害 住 家 全壊9戸 半壊30戸 被害総額180万円 家畜舎 全壊5戸 半壊20戸 破損25戸 被害総額50万円 公共建物 先の台風7号の完全復旧が完了していなかった統合中学校は、大被害を受け、半月程度の臨時休校に。修理が終わつたばかりの千草保育所は各部屋が全半壊した(被害総額150万円)。</p> <p>○農林業被害 財産組合林 2万石の風倒木が出る。台風7号以来の被害額は100万円 リンゴ 407反、被害額1,473.6万円 ナシ 2反歩、被害総額12.8万円</p>
昭和36年 (1961)	8月18日	第二室戸台風	
昭和37年 (1962)	7月15日	降雹	東信地方に降雹。立科町をはじめ、小諸市、北御牧村、東部町で被害総額6億5,490万円
昭和39年 (1964)	4月29日 30日	霜害	
昭和40年 (1965)	9月17日	台風24号	
昭和43年 (1968)	6月22日	降雹	被害総額1億7,800万円
	8月12日	台風10号	公共土木施設、農地・農業用施設に約6,000万円の被害
昭和48年 (1973)	5月12日	凍霜害	農作物に被害。被害総額1億2,900万円
昭和50年 (1975)	5月24日 6月9日	降雹	2回の降雹により農作物に被害。被害総額1億9,000万円

発生年	月 日	種 類	気 象 状 況・被 害 の 概 要 等
昭和55年 (1980)	8月	冷害	年間日照時間が平年に比べて72.4% (-232.5時間) 少なく、平均・最高・最低気温ともに平年を下回る。立科町の水稻作況指数が85と発表される(9月10日現在)。
昭和56年 (1981)	6月29日	台風10号	
	8月22日 ～23日	台風15号	降水量150mm以上の大暴雨による被害。番屋川、芦田川水系を中心に小河川の氾濫が発生 ○家屋被害 床上浸水 4戸 床下浸水 75戸 ○公共施設被害 橋梁決壊 1か所 道路決壊 45か所 公共土木施設等被害総額 2億7,000万円 ○農林業被害 田畠冠水 約7.8ha 農作物被害総額 700万円
昭和57年 (1982)	7月31日	台風10号	
昭和58年 (1983)	9月24日 ～30日	台風10号	
昭和60年 (1985)		台風6号	準用河川2 普通河川2 護岸崩壊 町道3路線法面崩壊
昭和61年 (1986)	5月27日	凍霜害	果樹を中心に被害
		台風15号	準用河川1 普通河川1 護岸崩壊 町道1路線法面崩壊
昭和63年 (1988)	8月	冷害	冷夏により、農作物に被害
平成5年 (1993)	8月	冷害	夏の低温・日照不足により、農作物、特に水稻の生育が不良で、大幅な減収となる。
平成10年 (1998)	9月15日 ～16日	台風5号	

① 第5節 立科町の地勢と災害要因、災害記録

発生年	月 日	種 類	気象状況・被 害 の 概 要 等
平成11年 (1999)	4月30日	凍霜害	降水量 97mm 被害総額 2,700万円
	6月29日 ～30日	豪雨災害	
	8月14日 ～16日	豪雨災害	
平成13年 (2001)	9月11日	台風15号	居泊沢川・茂田井川護岸崩壊
平成16年 (2004)	5月16日	豪雨災害	総降水量 43mm 林業被害額 200万円
	9月4日 ～5日	豪雨災害	時間雨量34mm 日雨量149mm 耕地災害 4か所
	10月20日	台風23号	
平成18年 (2006)	7月17日 ～19日	豪雨災害	降水量 269mm 被害総額 6,419万円 ○農地被害 16か所 1,244万円 ○道路被害 28か所 4,075万円 ○河川被害 5か所 236万円 ○用排水路被害 10か所 738万円 ○ため池被害 1か所 20万円 ○学校用地被害 1か所 6万円 ○大城住宅団地被害 1か所 100万円
平成19年 (2007)	5月10日	降雹	りんご、モモ、ブルーン、ぶどう 94.9ha 被害額 14,575千円
平成20年 (2008)	8月29日 ～30日	豪雨災害	農地被害 1か所 被害額 1,000千円
平成21年 (2009)	4月28日	凍霜害	アスパラガス 6.0ha 被害額 616千円
	8月8日	豪雨災害	農地被害 5か所 被害額 2,000千円 農業用施設被害 1か所 被害額 1,000千円 1時間当たり降雨量 23.5mm
	10月7日	台風18号	農業用施設被害 1か所 被害額 10,000千円
平成22年 (2010)	7月25日	降雹	レタス 0.6ha 被害額 2,300千円

発生年	月 日	種 類	気象状況・被 害 の 概 要 等
平成22年 (2010)	8月25日	豪雨災害	農地被害 17か所 被害額 4,000千円 農業用施設被害 1か所 被害額 500千円 1時間当たり降雨量 62.0mm (過去最高)
平成23年 (2011)	9月21日	台風15号	農地被害 20か所 農業用施設被害 2か所 被害額 8,000千円 積算雨量 83mm
平成24年 (2012)	7月20日	豪雨災害	農地被害 3か所 被害額 2,000千円 1時間当たり降雨量 44.0mm
	7月29日	豪雨災害	農地被害 7か所 農業用施設被害 1か所 被害額 8,000千円 1時間当たり降雨量 38.5mm
平成25年 (2013)	9月16日	台風18号	町道野方西塩沢線法面崩壊、河川小規模災害が数か所
	9月14日	台風18号	農地被害52か所、農業用施設被害27か所、被害額71,000千円 時間雨量39mm
平成26年 (2014)	2月14日	降雪災害	果樹被害 1か所、被害額123千円、農業用施設被害130か所被害額62,000千円
平成27年 (2015)	8月2日	ひょう害	野菜被害 被害額840千円
	9月8日	台風18号	公共土木施設被害 6か所、修繕費・復旧工事費5,967千円
平成28年 (2016)	8月18日	豪雨災害	公共土木施設被害10か所、修繕費・復旧工事費7,811千円 農地被害49か所、農業用施設被害 1か所、被害額25,916千円 1時間当たり降雨量33.5mm
平成29年 (2017)	10月22日	台風21号	公共土木施設被害12か所、修繕費・復旧工事費2,401千円 農地被害 6か所、農業用施設被害 2か所、被害額3,890千円 果樹被害 被害額47,328千円 水産物被害 被害額492千円 積算雨量 128.5mm 最大瞬間風速 22.5m/s 最大風速 9.7m/s

① 第5節 立科町の地勢と災害要因、災害記録

発生年	月 日	種 類	気 象 状 況・被 害 の 概 要 等
令和元年 (2019)	10月12日	台風19号	公共土木施設被害99か所、修繕費・復旧工事費 129,915千円（概算）  農地被害 218か所 被害額 239,000千円 農業用施設被害 44か所 被害額 246,000千円 林道施設被害 4路線 被害額 13,000千円
令和2年 (2020)	7月8日	豪雨災害	公共土木施設被害 8か所、修繕費・復旧工事費 8,789千円（概算）
令和3年 (2021)	8月13日	豪雨災害	農地被害 4か所 被害額 3,905千円 農業用施設被害 2か所 被害額 25,828千円 林道施設被害 3路線 被害額 10,186千円
令和4年 (2022)	7月12日	豪雨災害	公共土木施設被害12か所、修繕費・復旧工事費 30,061千円 農地被害 2か所 被害額 2,255千円

## (2) 火 災

年	火災発生件数 (件)				焼損面積 (m <sup>2</sup> )		損害見積額 (千円)		
	合計	建物	林野	その他	建 物	林 野	建 物	林 野	その他の
昭49	8	6	2		311	574			
50	5	4	1		304	300			
51	7	4	3		223	4,500			
52	4	1	3		263	318			
53	5	2	1	2	41	2,392	334	15	1,460
54	2	2			20		7,430		
55	5	3	1	1	89	1,400	854		
56	8	5	2	1	193	3,000	7,877	30	43
57	9	4	1	4	252	2,200	12,837	30	173
58	5	3		2	144		25,085		
59	12	5	1	6	229	2,000	12,418		
60	5	3	1	1	531	5,000	8,185		
61	8	2	1	5	115	10,900	7,690	904	23
62	4	2	2		425	2,800	31,984	30	
63	4	1	2	1	56	2,000	13	5	135
平元	4	1		3	7		173		2,553
2	6	4	1	1	547	90	17,557		569
3	3	2		1	35		7,138		5
4	6	4		2	1,369		88,234		270
5	11	7	3	1	195		3,835		
6	5	1	1	3	5	10	25		499
7	1			1					
8	10	2	3	5	357	25,200	21,930	1,540	2,377
9	5	5			317		6,682		
10	3	2		1	26		1,320		
11	9	4	1	4	19	2,000	157	51	8
12	6	1		5	10		179		145
13	6	3	1	2	39	1	695	3	

① 第5節 立科町の地勢と災害要因、災害記録

年	火災発生件数（件）				焼損面積（m <sup>2</sup> ）		損害見積額（千円）		
	合計	建物	林野	その他	建 物	林 野	建 物	林 野	その他
14	10	3	1	6	13	18	335		1,812
15	8	5		3	879		34,817		
16	7	3		4	236	1	3,467		
17	9	6		1	216		5,128		316
18	12	4	2	6	59	1,600	1,138		80
19	7	2	1	4	54	100	3,526		
20	7	3		4	52		3,456		15
21	6	2	1	3	439	4,800	5,260		
22	3	2	1		11	5,500	16	300	
23	9	6		3	213		5,048		8
24	7	4		3	80		2,008		
25	6	4		2	333		12,205		150
26	5	1		4			52		1,032
27	4	1		3	25		2,065		1,850
28	6	1		5			4		166
29	7	4		3	203		3,317		270
30	6	1		5	145		231		
令元	7	2		5	103		350		632
2	4	2		2	2,861		8,915		
3	6	1		5			196		436
4	5	1		4	56		1,239		
5	8	3		5	426		16,925		3,236
6	7	4		3	869		32,038		46

## 第6節 地震被害想定

### 1 基本方針

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月、『第3次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

この調査による被害想定結果は、本町における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節においては、この報告書のうち、本町に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

### 2 想定地震

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりである。

想定地震の諸元

震源諸元 想定地震	マグニチュード	町における 最大震度	長さ (km)	位置等
長野盆地西縁断層帶	7.8	5弱	58	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線	全体	8.5	6弱	小谷村～富士見町
	北側	8.0	5強	小谷村～松本市
	南側	7.9	5強	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帶	8.0	5弱	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系（南部）	7.8	4	79	岐阜県中津川市（旧山口村）～岐阜県下呂市
木曽山脈西縁断層帶（北部）	7.5	5弱	40	木曽町～南木曽町
境峠・神谷断層帶	7.6	5弱	47	松本市～伊那市
想定東海地震	8.0	5強		
南海トラフ	9.0	5強		

この中で、本町に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川－静岡構造線（全体）

の地震」である。このため、以下、「糸魚川－静岡構造線（全体）の地震」についての想定結果を記述する。

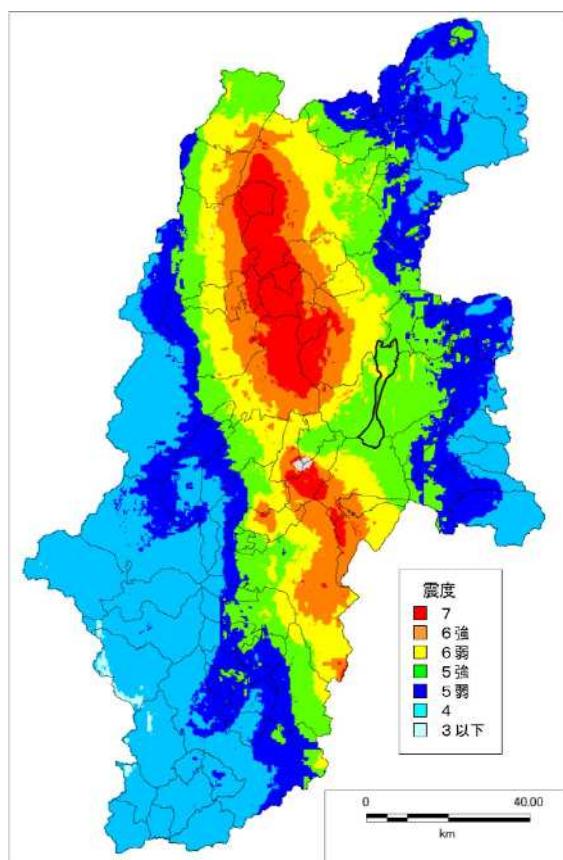
なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

### 3 被害想定結果

本想定地震における立科町の被害想定結果は、次のとおりである。

#### (1) 予測震度

町域において、最大震度6弱の非常に強い揺れが予測されているほか、町全域で5強以上と予想されている。



糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震の地表震度分布

#### (2) 建物被害

ア 冬深夜・強風及び平常風速時 (棟)

液状化		揺 れ		断層変位		土砂災害		火 災	合 計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊	
0	0	*	80	0	*	10	0	*	90	

イ 夏12時・強風時

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	80	0	*	10	0	*	90

ウ 夏12時・平常風速時

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	80	0	*	10	0	*	90

エ 冬18時・強風時

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	80	0	*	10	0	*	90

オ 冬18時・平常風速時

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	80	0	*	10	0	*	90

※1 「\*」は「わずか」を示す。

※2 数字は集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※3 「断層変位」による全壊棟数は、「揺れ」による全壊棟数の内数

## (3) 人的被害

ア 死者・負傷者・重傷者数

(ア) 冬深夜・強風及び平常風速時

(人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	* (*)	* (*)	* (*)	0(0)	* (*)	* (*)
負傷者数	20(10)	10(10)	* (*)	0(0)	* (*)	20(10)
重傷者数	10(*)	* (*)	* (*)	0(0)	* (*)	10(*)

(イ) 夏12時・強風時

(人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	* (*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (0)	* (*)
負傷者数	10(*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (0)	10(*)
重傷者数	10(*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (0)	10(*)

(ウ) 夏12時・平常風速時

(人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	* (*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (0)	* (*)
負傷者数	10(*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (0)	10(*)
重傷者数	10(*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (0)	10(*)

## (イ) 冬18時・強風時

(人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	* (*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (*)	* (*)
負傷者数	20(10)	10(*)	* (0)	0(0)	* (*)	20(10)
重傷者数	10(*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (*)	10(*)

## (オ) 冬18時・平常風速時

(人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	* (*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (*)	* (*)
負傷者数	20(10)	10(*)	* (0)	0(0)	* (*)	20(10)
重傷者数	10(*)	* (*)	* (0)	0(0)	* (*)	10(*)

※1 「\*」は「わずか」を示す。

※2 数字は、集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※3 ( )は観光客を考慮しない場合との差を示す。

※4 屋内収容物の倒壊による死者数は、建物倒壊による死者数の内数

## イ 避難者数

被災1日後			被災2日後			被災1週間後			被災1か月後		
避難者	避難者		避難者	避難者		避難者	避難者		避難者	避難者	
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
10	10	10	280	140	140	140	70	70	30	10	20

※1 冬18時・強風時、「\*」は「わずか」を示す。

※2 避難者数は、集計結果を1の位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

## ウ 避難所に避難する要配慮者数

被災1日後			被災2日後			被災1週間後			被災1か月後		
避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数
10	*	140	30	70	10	10	*				

※ 冬18時・強風時、「\*」は「わずか」を示す。

## エ 自力脱出困難者数

冬深夜・強風時		夏12時・強風時		冬18時・強風時	
* (*)		* (*)		* (*)	

※1 「\*」は「わずか」を示す。

※2 ( )は自力脱出困難者のうち要配慮者数を示す。

## (4) 物資不足量

## ア 食料過不足量

避難所避難者数			食料過不足量（食）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
8	140	116	2,577	2,072	1,654

※ 避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

## イ 飲料水過不足量

断水人口			飲料水過不足量（リットル）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
1,542	1,066	873	△3,295	△6,495	△9,115

※1 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る給水可能量を示す。

※2 断水人口は全想定条件で同じ。

## ウ 毛布の過不足量

避難所避難者数			生活必需品（毛布）過不足量（枚）		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
8	140	116	83	△181	△132

※1 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

※2 避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

## (5) 災害廃棄物

災害廃棄物の発生量想定：240トン

※ 建物被害が最も多い「冬18時・強風時」で算出

## (6) 孤立集落数

孤立の可能性がある集落	震度6強以上が想定されている地域の集落	アクセス困難のおそれがある集落	重複	合計
2	0	0	0	0

## (7) 道路施設被害

延長：11km

緊急輸送路における道路施設被害箇所数：1箇所

## (8) ライフライン被害

## ア 上水道の断水人口・断水率

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
7,470	4,570	61	1,500	20	490	7	10	0

※ 給水人口は、「平成23年度長野県の水道」を活用

## イ 下水道の機能支障人口・機能支障率

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	機能支障 人 口 (人)	機能 能 支 障 率 (%)						
6,750	4,420	65	1,710	25	440	7	50	1

※ 処理人口は、平成24年度末長野県汚水処理人口普及状況（下水道処理人口+農排整備人口+浄化槽整備人口）を活用

## ウ 停電軒数・停電率

## (ア) 被災直後

想定条件		電灯軒数 (軒)	被災直後停電 軒数 (軒)	被災直後停電 率 (%)	配電線被害による 停電軒数 (軒)
平常時	冬深夜	3,850	2,080	54	*
	夏12時		2,080	54	*
	冬18時		2,080	54	*
	強風時		2,080	54	*
	夏12時		2,080	54	*
	冬18時		2,080	54	*

## (イ) 復旧予測

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
2,080	54	280	7	*	0	*	0

\* 冬18時・強風時、「\*」は「わずか」を示す。

## エ 固定電話不通回線数・不通回線率

## (ア) 停電の影響がない場合

想定条件		回線数 (回線)	被災直後の不通回線数 (回線)	被災直後の不通回線率 (%)
平常時	冬深夜	2,900	*	0
	夏12時		*	0
	冬18時		*	0
	強風時		*	0
	夏12時		*	0
	冬18時		*	0

## (イ) 停電の影響が50%及び100%の場合

被災直後 (停電の影響が 50%)		被災直後 (停電の影響が 100%)		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率 (%)
780	27	1,570	54	210	7	*	0	0	0

\* 回線数は1の位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

## オ 携帯電話停波基地局率・不通ランク

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク
8	A	14	—	0	—	0	—

\* A : 非常につながりにくい

B : つながりにくい

C : ややつながりにくい